複合生物系利用石油安定供給対策開発費補助金
副産物用途開発等有効利用調査・開発事業費補助金
分散型エネルギー複合最適化実証事業費補助金
福島原子力事故影響対策特別交付金（研究開発に係るものに限る。）
噴流床石炭ガス化発電プラント開発費補助金
放射性廃棄物処理処分技術開発促進費補助金
メタン燃料航空機用エンジン開発費補助金
ＭＯＸ燃料加工事業推進費補助金
離島用風力発電システム等技術開発費補助金
冷熱利用廃棄物低温破砕総合リサイクルシステム開発費補助金

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百四十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、福島原子力事故影響対策特別交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

平成二十五年五月十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

福島原子力事故影響対策特別交付金交付規則

（通則）

第一条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第五十一条第一項第十二号に規定する交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則の定めるところによる。

（交付の対象）

第二条　経済産業大臣は、必要と認める場合は、予算の範囲内において、福島県に対し、福島県の経済社会若しくは住民の生活への原子力発電所事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。）による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために福島県又は福島県内の市町村が行う事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。

2　事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

一　事業費
　イ　工事費
　ロ　用地費及び補償費
　ハ　調査設計費
　ニ　設備費
　ホ　調査費、広報費及び研修費
　ヘ　維持運営費
　ト　事業運営費
　チ　附帯雑費
　リ　一般事務費
二　補助金
　イ　補助金
　ロ　一般事務費
三　出資金
　イ　出資金
　ロ　一般事務費
四　貸付金
　イ　貸付金
　ロ　一般事務費
五　基金造成費（第三号に掲げるものを除く。）
　イ　事業運営基金
　ロ　施設整備基金
　ハ　維持補修基金
　ニ　維持運営基金
　ホ　一般事務費

（交付金の交付申請）

第三条　福島県は、交付金の交付の申請をしようとする場合は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間（経済産業大臣が、特に必要と認める場合には、別に経済産業大臣が定める期間）に、様式第一による申請書二通（正本及び副本各一通）に様式第二による交付金事業計画書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　福島県は、前項の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

（交付の決定）

第四条　経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により福島県に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2　前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3　経済産業大臣は、前条第二項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合にあっては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第九条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第五条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

一　前条第一項の通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）ごとの交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

二　交付金事業を行うため契約を締結する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の規定によるべきこと。

三　交付金事業の内容の変更をしようとするときは、様式第三による申請書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出し、承認を受けるべきこと。

四　交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。